

**富山県高校教育改革実行計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール 構想～（以下、グランドデザイン）を踏まえ、本県の高校教育改革実行計画の策定に向けて、県内中高生、保護者、企業の意見を調査・集計・分析し、必要な施策や成果指標検討の支援業務を委託する事業者を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要等

（１）委託業務名

富山県高校教育改革実行計画策定支援業務

（２）提案内容の概要

別紙「富山県高校教育改革実行計画策定支援業務仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおりに

（３）委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

（４）委託金額の上限額

金 6, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

（１）単独企業

- ①優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
 - ②プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
 - ③常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること
 - ④宗教団体や政治活動を主たる活動の目的にしていないこと
 - ⑤本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること
 - ⑥国税及び地方税を滞納していないこと
 - ⑦次のいずれにも該当しないこと
- （ア）役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- (エ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- (オ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ)役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- (キ)参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (ク)参加者が破産者で復権を得ない者又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- (ケ)参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (コ)風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- (サ)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- (シ)県税を滞納している者
- (ス)民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- (セ)禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

（２）共同企業体

- ①各構成員が（１）①から⑦に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ②共同企業体が、２つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア	目的	イ	共同企業体の名称	ウ	構成員の名称及び所在地
エ	代表者の名称	オ	代表者の権限	カ	出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ	構成員の責任	ク	業務履行中における構成員の脱退に対する措置		
ケ	業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置				
コ	解散後の瑕疵担保責任	サ	取引金融機関		
シ	その他必要な事項				

4 プロポーザルへの参加申込方法及び質問受付

(1) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」を令和8年10月2日（金）17時（必着）までに提出してください。（提出後、電話で到達確認をお願いします。）

※共同企業体として参加する場合は、必ず共同企業体名義の参加申込書を提出してください。

(2) 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第3号）」により令和8年10月2日（金）17時（必着）まで受け付けます。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、原則、プロポーザル参加者の全員に電子メールで通知します。

以下の質問については、受け付けません。

- ・ 評価基準の配点に関する質問
- ・ 他の応募者に関する質問
- ・ 審査員に関する質問
- ・ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

(3) 提出先・提出方法等

- ・ 参加申込書等、質問書の提出先は「11 問合せ先」に同じ
- ・ 電子データにて提出してください。
- ・ プロポーザルに参加申込み後に辞退する場合は、令和8年10月9日（金）17時までに辞退届（任意様式）を提出ください。

5 企画提案書等の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

① 企画提案書（A4版：任意様式）

別紙仕様書を参照の上、業務の具体的な実施案を提案してください。

- ・ アンケート調査の実施方法（ウェブ上の回答フォームなど）
- ・ アンケート設問案及び当該アンケートから想定される施策や成果指標等
- ・ アンケート集計方法・結果の様式
- ・ アンケート分析・報告に係る方法、様式
- ・ 業務の実施スケジュール
- ・ その他、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えありません。

②委託業務実施体制

- ・会社概要（様式第2号）

他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。

- ・過去の同種又は類似業務の実績
- ・委託業務を実施するための実施体制及び人員配置等

③経費見積書（様式任意）

別紙仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。

（2）提出期限

令和8年10月16日（金）17時（必着）

（3）提出先及び提出方法

- ①提出先 「11 問合せ先」に同じ

- ②提出方法 ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出ください。（提出後、電話で到達確認をお願いします。）

なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える見込みの場合は、令和8年10月13日（火）正午までに事務局にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。

（4）経費負担

企画提案書の作成等応募・プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者負担とします。

（5）その他

- ・提案は、1参加者につき1案までとします。
- ・次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時、場所までに提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- ・業務の実施にあたり、第三者（県及び受注者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- ・委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

6 企画提案書の取り扱い

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- （1）提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の（2）の場合、提案書等は無償で使用する権利を持つものとします。
- （2）提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲において複製を作成することがあります。
- （3）提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。

- (4) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきます。
- (5) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

7 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により、提案内容を総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を契約候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページで公表します。なお、審査結果に関する異議申立、質問については回答しません。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ②プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合
- ③複数の企画提案書を提出した場合
- ④提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合
- ⑤提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑥企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑦この他不正な行為があった場合

8 契約手続き等

選定された契約候補者と別紙仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、審査結果において次点の者と契約締結について協議します。

9 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。

- (4) 当事業は、国の補助金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

10 今後のスケジュール

令和8年10月2日（金）17時	プロポーザル参加申込締切・質問書締切
令和8年10月9日（金）17時	辞退届提出締切
令和8年10月16日（金）17時	プロポーザル企画提案書等提出締切
令和8年10月中下旬	書面審査・審査結果の通知
令和8年10月中下旬	契約締結

11 問合せ先

富山県教育委員会 教育みらい室 高校教育充実強化担当 岸、山口

※受付時間は、8時30分から12時及び13時から17時15分まで（土日・祝日を除く。）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-3429

E-mail：akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp